

「御代田町立地適正化計画策定業務委託」に係る業務内容説明書

1 業務の目的

御代田町は、日本百名山浅間山の南麓に位置し、かつては、旧中山道小田井宿の宿場が置かれた豊かな自然環境に恵まれた町である。また、日本有数のリゾート地である軽井沢町に隣接し、気候風土に適した精密工場や食品工場も多く立地している。

長野県の中でも軽井沢町や南箕輪村とともに、首都圏や県外からの人口が流入しているほか、県内からの人口の流入も見られ、流入人口が増加している。

平成 28 年度（2016 年度）に、「第 5 次御代田町長期振興計画」を策定し、21 世紀の持続可能な都市像の実現に向けて必要な施策を進めてきたところであるが、今般、ウイズ／アフターコロナによる新たな生活様式を見据えたまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定し、「究極的に住みやすい街」を目指す。

2 業務対象区域

御代田町全域を対象とする。

3 履行期間

契約を締結した日の翌日から令和 5 年（2023 年）3 月 24 日までとする。

4 通則

本業務に当たっては、本業務内容説明書のほか、次の関係法令及び関連計画等に基づいて、的確に業務を遂行しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 御代田町で策定した各種計画等
- (3) 佐久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (4) 都市構造の評価に関するハンドブック
- (5) 立地適正化計画作成の手引き
- (6) その他関係法令及び通達

5 提出書類

受注者は、契約後速やかに業務実施計画書、着手届、工程表、管理技術者及び照査技術者並びに担当技術者届を監督員に提出し、承認を得ること。変更する場合も同様とする。

また、技術者届を提出する際に、登録証の写し及び本業務契約日以前 3 か月以上の受託者との雇用関係を確認できるものを提出する。

6 工程管理

受注者は、業務計画に基づき、業務の進捗について適時監督員に報告し、適正な工程管理に努める。

7 情報の取扱い並びに品質の管理

本業務は、個人情報を含めた情報や施策に係わる重要な情報等を取り扱うことから、それらを適切に保護・管理し、品質管理を遂行しなければならない。

受注者は、その責務を担保するものとして「プライバシーマーク」及び「ISMS (ISO/IEC27001)」の資格を有している場合は、その認証の写しを着手前までに委託者に提出するものとする。

8 貸与資料

【主な既往調査資料】

- (1) 第5次御代田町長期振興計画
- (2) 御代田町公共施設等総合管理計画
- (3) 御代田町人口ビジョン・御代田町総合戦略
- (4) 都市計画図／用途地域図
- (5) 御代田町都市計画道路見直し検討案
- (6) 御代田町都市計画基礎調査
- (7) その他関係資料

9 業務内容

(1) 課題解決に向けた検討と町の将来像

御代田町全域を対象に、「第5次御代田町長期振興計画」等の既存計画に基づき、関係者の意見を適切に把握しつつ、ウイズ／アフターコロナにおける新たな御代田町の将来像の検討とともに立地適正化計画を策定する。なお、策定に当たっては、住民説明会及び資料の作成並びに防災指針の策定等あわせて実施すること。

なお、検討に当たっては、次の①～④の点に留意し、課題解決を目指す。

- ① 「究極的に住みやすいまち」御代田町を実現させるためのまちづくりコンセプトの検討と具体的土地利用のあり方
- ② 浅間山に対する防災・減災
- ③ 望ましい公共施設等の維持管理スキームのあり方
- ④ 地域主体のまちづくりを目指すための地元組織のあり方

(2) 業務内容

前項の課題解決を踏まえつつ、次の業務内容とする。

- ① 計画準備
- ② 御代田町の現状分析
- ③ 上位・関連計画等の整理
- ④ 現状及び将来の見通しにおけるまちづくり課題
- ⑤ 居住条件向上のための基本的施策
- ⑥ 将来都市構造及びまちづくりの目標
- ⑦ 誘導区域の設定及び誘導施設の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 公共交通に係る検討
- ⑩ 防災上のまちづくり方針
- ⑪ 計画の推進及び目標値の設定
- ⑫ 立地適正化計画（素案）の策定
- ⑬ 届出制度整備支援
- ⑭ 庁内検討会議の支援

- ⑮ 策定員会の支援
- ⑯ 住民説明会の支援
- ⑰ パブリックコメント
- ⑱ 都市計画審議会の支援
- ⑲ 報告書・概要版等の作成
- ⑳ 打合せ協議

10 成果品

次に規定する成果品を提出するものとする。成果品の作成に当たっては、写真、イメージ図又はグラフ等を活用し、視覚的にわかりやすくすること。

- (1) 御代田町立地適正化計画書 50部 (A4サイズ、カラー)
- (2) 御代田町立地適正化計画概要版 300部 (A4サイズ、カラー)
- (3) その他参考資料 (図面等) 一式
- (4) 上記電子データ (CD-R等) 一式

※上記データ及び図面等は、委託者が使用できる汎用ソフトで作成するものとする。

※特殊ソフトにより作成・提出する場合は、事前に委託者と協議し、承認を受けること。

(以下余白)